

指定変更届出書

令和 年 月 日

大阪市長 あて

指定医番号

医師氏名

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する医師の指定について、下記のとおり申請事項の変更があったため届け出ます。

変更年月日		令和 年 月 日	
変更のある事項にチェックし、変更後の内容を記載	<input type="checkbox"/>	指定医氏名	
	<input type="checkbox"/>	連絡先	〒 (電話番号)
	<input type="checkbox"/>	医 籍 登 録 番 号	
	<input type="checkbox"/>	医 籍 登 録 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/>	指定医の区分記号	S : 難病指定医(専門医) T : 難病指定医(研修受講) C : 協力難病指定医
	<input type="checkbox"/>	主として指定難病の診断を行う医療機関	医療機関名
	所在地		〒 [大阪市外の場合] 所在地の都道府県又は指定都市への申請状況 → <input type="checkbox"/> 申請済 <input type="checkbox"/> 今後申請予定
	電話番号		
	担当する診療科		

(備考)

- 変更のない事項については記載不要です。
- 「指定医氏名」に変更がある場合は、戸籍抄本等氏名変更が確認できる書類を添付してください。
- 「医籍登録番号」及び「医籍登録年月日」に変更がある場合は、医師免許証の写しを添付してください。
- 「指定医の区分記号」を変更される場合は、該当する区分に○をして、専門医証の写しや指定医研修修了証の写し等、区分変更を証明する書類を添付してください。
なお、協力難病指定医から難病指定医に変更される場合は、本届出書ではなく、難病指定医指定申請書兼経歴書(様式第1-1号)及び指定医辞退届(様式第6号)の提出が必要です。
- 「主として指定難病の診断を行う医療機関」が大阪市外に所在する医療機関に変更となった場合は、大阪市への変更手続きに併せて、変更後の医療機関の所在地がある都道府県又は指定都市に対して、改めて新規の申請手続きが必要です。
- 「主として指定難病の診断を行う医療機関」など指定通知書に記載のない項目の変更の場合、新しい指定通知書は発行されません。「主として指定難病の診断を行う医療機関」の変更については、本市ホームページでの公表のみとなりますので、お持ちの指定通知書は大切に保管してください。

【指定難病患者データベース利用 指定医ID・パスワードについて】

指定医ID	<input type="checkbox"/>	登録あり	・登録がある方は指定医ID変更届としても受理し、指定医IDアカウントの変更処理は大阪市のシステムで行います。 ・変更内容が勤務先の変更であり、かつ市外(転出)の場合は大阪市のシステムで指定医IDアカウントの削除処理を行います。
	<input type="checkbox"/>	削除依頼	指定医は続けるが、指定医IDの登録を取り止めたい場合はこちらにチェックしてください。 指定医ID削除届として扱い、指定医IDアカウントの削除処理は大阪市のシステムで行います。
	上記どちらかにチェックがある場合、記入が必要です ⇒ 【 医籍登録番号 _____ 】		
	<input type="checkbox"/>	登録なし	指定医ID・パスワードの新規利用を希望する方は大阪市の行政オンラインシステムより申請してください。 (新規申請には医療機関ユーザデータファイルの添付が必要となります) ※以前に他自治体でIDを登録している方は、先に他自治体へID削除依頼を行ってください。 なお、指定医指定申請及び指定医ID・パスワード発行申請は大阪市の行政オンラインシステムでの電子申請が可能です。 2つの申請が同一フォームから可能となり、手続きが簡素化されていますのでぜひご活用ください。 また、指定医の申請を郵送手続きにて行う方(個人向けフォーム)の発行も希望される方につきましては、別途、指定医ID・パスワード発行の申請ページ(個人向けフォーム)がございますので、そちらから申請してください。 ※制度の概要は本市ホームページからご確認ください。